

岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会規約

- 第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会と称する。
- 第2条 本協議会に属する採択地区は次のとおりである。
多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
- 第3条 本協議会は、採択地区内の市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。
- 第4条 採択地区内の市教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。
- 第5条 本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から選出した26名の委員をもって構成する。ただし次の（１）に掲げる市教育委員会とは、採択地区内での全市教育委員会をさす。また、教育委員長または教育長を必ず含むものとする。
- （１）市教育委員会の教育委員長または教育長
 - （２）市教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
 - （３）採択地区内の小・中学校の校長及び教員
 - （４）採択地区内の学識経験者及び保護者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
 - 3 委員は非常勤とし、任期はその年度の8月31日までとする。
 - 4 前年度と同一の教科用図書を採択することとなっている年度については、第1項に掲げる委員による協議の場を設置せず、東濃地区教育長会を地区採択協議の場とすることを可とする。
- 第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。
- 2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。
- 第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 第8条 本協議会の事務局は、本協議会で定めるところに置き、協議会の庶務を執り行う。
- 第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。
- 第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第11条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員を置く。
- 2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有し、当該市教育委員会の推薦を受けた者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。
 - 4 研究員は、岐阜県教育委員会から提示された選定に必要な資料その他を参考にし、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。
- 第12条 会長は、調査研究・協議等の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。
- 第13条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市が分担するものとする。
- 第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。
- 附則 この協議会は、採択地区内の市教育委員会の議決を経て設置されるものとする。
- 附則 この規約は、平成17年5月30日から施行する。
- 附則 この規約は、平成18年5月15日から施行する。
- 附則 この規約は、平成23年12月2日から施行する。

「岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会規約」に関する運用規定

「岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会規約」に関する運用規定を次のように定める。

第1項 規約第5条第1項に定める26名の委員の内訳については下記のとおりとする。

構成委員	人 数	内 訳
(1)について	5名	市教育委員会の教育委員長または教育長
(2)について	5名	市教育委員会事務局に勤務する職員で学校教育に専門的知識を有する職員
(3)について	10名	採択地区内の小・中学校の校長及び教員
(4)について	6名	採択地区内の学識経験者及び保護者
	26名	

第2項 規約第5条第4項に定める東濃地区教育長会を地区採択協議の場とする際の委員の内訳については下記のとおりとする。

各市教育委員会教育長 5名 各市教育委員会教育次長または事務局次長 5名

第3項 規約第8条に定める事務局は、東濃地区教育長会長の指名する市教育委員会に設置する。

- 2 指名された市教育委員会の事務局は、協議会の事務連絡等を行う。
- 3 副会長の属する市教育委員会の事務局は、協議会の会計処理を行う。